

2014年2月28日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会 (IASB) 公開草案「IFRS の年次改善 2012－2014 年サイクル」 に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会 (IASB) が公表した公開草案「IFRS の年次改善 2012－2014 年サイクル」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

公開草案の質問に対するコメント

質問1

本公開草案で示している IASB の基準修正の提案に同意するか。同意しない場合には、理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

(回答骨子)

- IFRS 第 7 号(金融商品:開示)に対する年次改善提案として、譲渡金融資産に対するすべてのサービシング契約について、継続的関与の開示を要求するという点に同意できない。一般的な手数料水準¹で提供されるサービシング契約は開示対象外とすべきと考える。

(理由等)

- 今回の提案により、譲渡金融資産に対して、譲渡元の金融機関が提供するサービサー業務のすべてが、継続的関与に該当すると明示され、一般的な手数料水準で提供しているサービサー業務についても、Para42E-42H の継続的関与の開示が必要になると理解している。

¹ 一般的な手数料水準は以下のとおり。

- 回収実績額に左右されず、計算期間の期首元本残高もしくは回収予定額に基づいて設定される手数料。計算期間の期首元本に一般的な料率 (arm's length price (ALP) を前提) を乗じた金額であり、計算期間において貸倒が発生しても手数料は減額されない。
- 手数料が定額 (ALP を前提) になっており、契約期間に貸倒が発生しても定額の手数料が減額されない。

- しかし、継続的関与の開示の趣旨は、BC65J²にあるように、認識の中止後も依然として晒されたリスクに関する情報の開示であり、一般的な手数料水準で提供するサービス業務は、特段のリスクはなく、開示の趣旨と合致しない。
また、サービス業務を提供する企業にとっても、一般的な手数料水準で提供しているサービス業務を、譲渡金融資産にもとづく契約とそれ以外に区分して集計するための追加負担が生じるが、開示の趣旨に整合しない目的の追加負担は、便益を上回るとは言えない。
- したがって、一般的な手数料水準で譲渡金融資産に対して提供しているサービス業務等、晒されているリスクがほとんどない継続的関与については開示が不要であることを明示していただきたい。
なお、『一般的な手数料水準』について解釈が分かれることも懸念されるので、一般的な手数料水準の事例³を結論の背景等に記載することも考えられる。

以 上

² BC65J「当審議会は、認識の中止をした金融資産に対する継続的関与を企業が保持している場合には、財務諸表の利用者は企業が依然として晒されているリスクに関する情報により便益を受けるとの結論を下した。」

³ 事例：協調融資 (syndication) において、アレンジャーである金融機関は、組成した顧客への貸出を協調融資団に属する他の金融機関に、消滅の認識を充足した権利移転を実施。その後、アレンジャーはエージェントとして、協調融資団の他の金融機関との個別契約に従い、債権回収業務等を提供。この際に発生するサービシング手数料は固定であり、回収実績等に応じて変動することはない。本件継続関与の開示対象も、リスクはなく、開示の趣旨に合致しない。